

令和 8 年度 岡山県発達障害者支援センター運営事業 委託仕様書

1 事業名

岡山県発達障害者支援センター運営事業

2 事業内容

(1) 概要

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、「岡山県発達障害者支援センター運営事業実施要綱」及び「岡山県発達障害者支援センター運営事業実施要領」に基づき、発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化を図り、地域における総合的な支援体制の整備を推進する。

(2) 開所日

土日祝日及び年末年始を除く日とする。

(3) 開所時間

1日に8時間程度とし、別途協議の上決定する。

(4) 配置職員

管理責任者 1 人

相談専門職 6 人

なお、相談専門職は臨床心理士等の有資格者とし、3(1)に定める本所及び県北支所の相談件数等に応じ適切に対応できるよう配置することとする。

3 留意事項

(1) 発達障害者支援センターが、県内全域において、発達障害に係る総合的な専門機関としての機能を効率的に発揮し、県内全域を支援できるよう、本所と県北支所の2か所で当事業を行う。

(2) 別添2～9の事業と連携を図りながら、効果的に実施するものとする。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで